

船員行政DX化に伴う意見・要望について

全日本海員組合

1. 船員法・船員職業安定法に基づく手続で困っている・不便に感じていること

船員部会資料にもある通り、船員が行う行政手続については、運輸局窓口に出頭する手続きがほとんどで、○陸上休暇等における窓口での手続き、○最寄りの港や自宅の近郊に船員行政窓口がなく移動時間・費用がかかる、○土日祝日・開庁時間外では受付出来ないなどの制約がある。

手続きにあたっては、適正かつ厳正な手続きに必要であることは理解するものの、窓口での手続きにあたり申請書の他にも、添付書類の準備に事前の手続き[戸籍謄(抄)本や住民票など]や写真などが必要となるものもある。

船員法及び船員職業安定法関係の行政手続は、船員手帳関係、雇入契約などの手続きや、航海当直部員の認定、危険物取扱責任者の認定・更新、衛生管理者資格の認定など本人の船員手帳への証印のため船員本人が運輸局へ赴くことが必要とされている

2. 船員行政のデジタル化に期待すること

「船員行政のDX：参考資料」、行政手続のオンライン化に関する政府方針に基づき船員行政のデジタル化を適正かつ厳正な制度のもと着実に進められることを期待する。

さらに、

- ・「デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和3年12月24日閣議決定）、各種免許・国家資格等のデジタル化の推進にある、医師、歯科医師、看護師等の約30の社会保障等に係る国家資格等について、優先的な取組としてマイナンバーを利用したデジタル化を進め、住民基本台帳ネットワークシステム及び情報提供ネットワークシステムとの連携等により資格取得・更新等の手続時の添付書類の省略を目指す。」に関し、船員手帳に関する諸手続きについてマイナンバーや住民基本台帳ネットワークシステム等の連携により、船員が事前準備を必要とする書類等の簡素化。
- ・上記の他の情報ネットワークとの連携とともに、本人確認の一つの方策として、オンラインによる対話型システムの開発（現行の本人出頭型のオンライン対応）

政府方針に基づくもの

- ・デジタル手続法（令和元年12月施行）による、の国の行政手続き（申請及び申請に基づく処分通知）について、オンライン化実施を原則化、本人確認や手数料納付もオンラインで実施（電子署名等、電子納付）
- ・デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和3年12月24日閣議決定）、国の情報システムを整備する際に留意すべき事項、②行政手続のデジタル化の推進にある、「オンラインによる受付を可能とするとともに、原則24時間365日対応を可能とする。あわせて、添付書類や本人確認、手数料の納付等も含め、手続のエンドツーエンドでのデジタル化を推進する。」の着実な実施。

3. 船員行政のデジタル化に合わせて実施することが望ましいこと（見直し・改善）

－許認可等手続の記載内容・添付書類、タイミング、頻度 など

- ・上級海技士免状取得に必要となる乗船履歴、資格関係、健康証明関係等の情報の蓄積（可能であれば過去履歴を含めたもの）。
- ・デジタル化に伴い、船員手帳の内容は電子情報として蓄積され電子方法の本人の確認が可能なシステムとなるであろうが、船員本人ならびに乗船中における行政等の資格確認などへの対応について、電子情報以外の対応も含め船員手帳での物理的確認が可能となる対応が必要。（現行の健康証明の貼り付けのように、公の証明・確認書等の発行）
- ・A I を用いた窓口の設置（各種申請等に関する問い合わせ対応など）。

4. その他船員行政のDXに関するご意見

- ・オンライン化された場合、オンラインの対応はどこで行われるのか。（各運輸局、各運輸局から独立したデータセンター的などところ？）
申請内容によっては、会社等のバックグラウンド等を踏まえた対応が必要と考えられることから、運輸局対応が良い行政手続きが考えられることから、窓口を分ける場合は、配慮が必要。
- ・日本単独のDX推進でなく、IMOなど国際機関を軸とする全世界同一規格でのDXが必要ではないか。
- ・オンライン窓口とともに、従前の窓口の継続が必要。
- ・船員の個人情報、各企業の情報が電子化され蓄積されることから、各情報のセキュリティ対策、情報漏洩、サイバーセキュリティ等の体制整備に万全を期すること。
- ・DX化の推進にあたって、船内事務作業の軽減がなされなければ意味がない。労務軽減に繋がる、現実に即した実現可能なDXの推進をお願いする。法改正も含めて検討が必須になると考えられるため、DX化に伴う説明会も含め、周知期間や実施までのロードマップ等の作成をお願いしたい。
- ・各種資格の更新講習のリモート対応をお願いしたい。
- ・船員手帳（オレンジブック）有効期間の延長も検討願いたい。

以 上